

令和6年能登半島地震

被災者支援メニュー

【R6.1.25現在】

袋井市

# 目次

## 1 住まいの確保・再建のための支援

(1) 市営住宅等の一時提供 P1

## 2 生活面への支援

(1) 令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用による被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給制度 P2

(2) 日本赤十字社救援物資及び日本赤十字社静岡県支部袋井市地区備蓄品の提供 P5

(3) フードバンク・緊急食料の提供 P7

(4) 袋井市社会福祉協議会による災害時支援物資（家電等生活用品）の提供 P8

(5) 静岡県社会福祉協議会による緊急小口資金災害時特別貸付 P9

## 3 子ども・子育て支援

(1) 小中学校への受け入れ P10

(2) 就学援助制度 P11

(3) 令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用による学用品の給与 P13

## 4 各種相談支援

(1) 市民法律相談・司法書士相談・行政相談 P15

(2) 総務省行政相談センター「きくみみ」令和6年能登半島地震に関する特別行政相談

別冊：ア 石川県ガイドブック

イ 新潟県ガイドブック

ウ 富山県ガイドブック

オ 福井県ガイドブック

## 5 その他お知らせ

(1) 保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます。

ア 石川県患者向けリーフレット

イ 新潟県患者向けリーフレット

ウ 富山県患者向けリーフレット

エ 福井県患者向けリーフレット

## 市営住宅等の一時提供について

令和6年能登半島地震で被災された方に市営住宅等の一時的な提供を行います。

### 1 対象者

当該災害により住宅に被災をされた方

(罹災証明等により被災者であることを確認できること。)

### 2 提供戸数

再開発住宅駅前団地 3DK 5戸 (令和6年1月11現在)

### 3 入居期間

入居の許可日から原則1年以内

### 4 家賃等

敷金・家賃は免除

※電気・ガス・水道等の光熱費は入居者負担

### 5 申請に必要なもの

- ・本人を確認できるもの(運転免許証、保険証、住民票など)
- ・罹災証明書(コピー可)

※被災地の状況により、罹災証明書などが入手できない場合は、ご相談ください。

### 6 申請受付

令和6年1月11日(木)から当面の間

受付時間:土・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分

※入居ご希望の場合は、まずはお電話にてお問合せをお願いします。

### 7 申請窓口・問い合わせ先

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

袋井市役所都市計画課建築住宅室(本庁舎1階)

TEL 0538-44-3123

FAX 0538-44-3145

メール toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp

# 令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用による 被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給制度について

災害により被災された方におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震により住家が「全壊」、「流出」、「半壊」又は「床上浸水」の被害により、必要な被服や日用品等を損失し、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯で袋井市に避難される救助対象市町の方に対し、生活必需品を現物支給します。

## ※救助対象市町

石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、  
白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

## 1 対象者

住家が、「全壊」、「流出」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「床上浸水」の判定を受けた世帯で袋井市に避難される救助対象市町の方

※保管された物や寄贈、汚れを落として使えるなど、必要最小限の生活必需品を調達し使用できる場合は、対象外になります。また、本制度は現金を給付する制度ではありません。

※他の市町で「被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を申請した方は、対象外になります。

## 2 支給物品

「被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給申請書」でご確認ください。

※支給する物品は世帯単位で支給します。被災状況及び世帯人数により、費用の上限があります。

## 3 申請について

(1) 「被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給申請書」を記入し、罹災証明書（写し可）及び世帯全員分の住民票（写し可）と併せてしあわせ推進課社会福祉係（本庁舎1階）へ提出してください。（郵送、Eメール、FAX可）

※希望される物品の数量は、物品の合計金額が申請書下段に表示された「支給基準」の範囲内に収まるように記入してください。支給される物品は、袋井市で定められた物のみとなります。

※被災地の状況により罹災証明書及び世帯全員分の住民票が入手できない方は、「半壊」区分で申請いただき、罹災証明書及び住民票が発行されましたらご提出ください。

※申請は、「支給基準」の上限に達していなくても1回限りです。ただし、罹災証明書を添付せずに申請していた方で罹災証明書の被害区分が「全壊」だった場合は、「半壊」

区分との差額分を1回に限り追加で申請いただけます。

※袋井市で「被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を申請した場合は、他の市町で申請することはできません。

(2) 申請書の審査の後、市が物品を購入します。

(3) 物品の調達ができ次第、ご自宅へお届けします。配達日時については、事前に申請者に連絡いたします。

なお、注文物品が集中し、欠品が生じた場合は、調達に時間を要する場合があります。

(4) 罹災証明書及び世帯全員分の住民票を申請時にご提出いただけない方は、交付を受け次第速やかに提出してください。

#### 4 提出書類

(1) 「被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給申請書」

(2) 罹災証明書（写し可） ※後日、提出可

(3) 住民票（写し可） ※後日、提出可

#### 5 受付期間

令和6年2月29日（木）まで（平日のみ） 午前8時30分から午後5時15分

※救助対象市町の状況に応じて期間延長する可能性があります。

#### 6 提出先・問い合わせ先

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

袋井市役所しあわせ推進課社会福祉係（本庁舎1階）

TEL 0538-44-3112

FAX 0538-43-6285

メール [shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp](mailto:shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp)

## 被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給申請書

		品名・仕様等	金額(税込)	数量	金額(税込)	
1	被服	男性用半袖下着シャツ	M	1,078		
2		L	1,078			
3		L L	1,078			
4		女性用3分袖下着シャツ	M	1,078		
5		L	1,078			
6		L L	1,078			
7		男性用ブリーフ	M	605		
8		L	605			
9		L L	605			
10		女性用ショーツ	M	638		
11		L	638			
12		L L	638			
13		長袖(男女兼用)	M	3,278		
14		L	3,278			
15		L L	3,278			
16		ズボン(男女兼用)	M	3,278		
17		L	3,278			
18		L L	3,278			
19	寝具	寝具(掛け布団、敷き布団、枕、掛け布団カバー、枕カバー、敷布団用ワンタッチシーツ)	6,980			
20	衛生用品	バスタオル	980			
21		フェイスタオル(2枚入り)	498			
22		シャンプー・リンスセット	698			
23		石けん(3個セット)	198			
24		歯磨きセット	298			
25		髭剃りセット	228			
26		トイレットペーパー(18ロール入り)	498			
27		ティッシュペーパー(300枚×5箱入り)	298			
28		紙おむつ(子供用)※パンツタイプ S・M・L・BIG	980			
29		紙おむつ(子供用)※テープタイプ 新生児・S・M	1,380			
30		紙おむつ(大人用)※パンツタイプ S・M・L	1,980			
31		紙おむつ(大人用)※テープタイプ M・L	2,180			
32		台所用品	やかん(2.5L) IH対応	1,980		
33			両手鍋(20cm) IH対応	2,280		
34			片手鍋(16cm) IH対応	1,680		
35			フライパン(26cm) IH対応	1,780		
36			包丁	798		
37	まな板(ポリエチレン製 サイズ370×270×8mm)		598			
38	茶碗		398			
39	小皿		298			
40	お椀		178			
41	箸		398			
42	台所用洗剤		98			
43	台所用スポンジ(5個セット)		98			
44	ゴミ袋(袋井市指定 大:30L)		198			
45	炊飯器(3合炊き)		7,980			
46	炊飯器(5.5合炊き)		8,980			
47	カセットコンロ(ガスボンベ3本付き)		3,928			
48	掃除・洗濯用品		洗濯用洗剤	198		
49		雑巾(10枚セット)	398			
50		バケツ(13L)	598			
51		ほうき	298			
52		ちりとり	298			
53		ゴミ箱(15L)	1,780			
54		防寒対策	石油ストーブ	10,800		
55	こたつ		12,800			
56	電気カーペット		6,480			
			<b>合計</b>			

※太枠内をご記入ください。  
 ※ブランド、デザイン、色等については、ご要望にお応えできかねます。  
 ※り災証明書(コピー可)をご提出ください。  
 ※世帯全員分の住民票を(コピー可)ご提出ください。  
 ※袋井市で「被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を申請した場合は、他の市町で申請できません。

<b>申請者</b>	被害状況	1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊 4. 半壊 5. 準半壊 6. 床上浸水 7. り災証明書がないため不明				
	フリガナ			り災時の住所	石川県	
	世帯主氏名			避難先の住所	袋井市	
	連絡先			世帯人数	人	

【支給品は、被害状況と世帯人数により、下記金額の範囲内での申請となります。】

【支給基準】		(単位:円)				
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1人増すごとに加算
全壊	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊、床上浸水	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

受付

※り災証明書が発行されていないことにより、被災区分が分からない場合は、後日、り災証明書を提出していただければ構いません。「半壊」区分で申請してください。なお、その場合で罹災証明書の被害状況が「全壊」だった方は、1回に限り、差額分を追加で申請いただけます。

## 日本赤十字社救援物資及び 日本赤十字社静岡県支部袋井市地区備蓄品の提供について

災害により被災された方におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震により、袋井市へ避難された方に対して、必要に応じて次の救援物資をお渡ししています。

### 1 対象者

令和6年能登半島地震により被災し、袋井市に避難される方で救援物資等を必要とする方（要相談）

※被災状況等聞き取りを実施してからの交付となります。お気軽にご相談ください。

### 2 支給物資

#### (1) 日本赤十字社救援物資

- ア 毛布（原則として被災者1人あたり1枚）
- イ 緊急セット（原則として1世帯あたり1～4人なら1個、5～8人なら2個）
- ウ タオルセット
- エ 下着セット

#### (2) 日本赤十字社静岡県支部袋井市地区備蓄品

- ア 食料（防災用備蓄水・災害備蓄用のクラッカー）
- イ 生理用品（羽付きナプキン（昼用・夜用））

### 3 利用申込み・問合せ先

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

袋井市役所しあわせ推進課社会福祉係（本庁舎1階）

TEL 0538-44-3121

FAX 0538-43-6285

メール shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp

## 日本赤十字社静岡県支部の災害救援品

### ◇毛布



バック加工された毛布です。

### ◇緊急セット



### ◇タオルセット



綿100%のバスタオル1枚、タオル2枚、ハンドタオル2枚を圧縮したセットです。

携帯用バックに入っているため、緊急時に持ち運べるようになっています。日常生活及び避難所生活に必要な品物が入っています。

タオル（4枚）、ウェットティッシュ、ポケットティッシュ（4個）、軍手（4双）、ゴム手袋、ビニール袋（6袋）、メモ用紙、鉛筆、コップ（4個）、物干しロープ、スプーンフォークセット（各4本）、包帯、洗濯バサミ（10個）、救急絆創膏（15枚）、ガーゼ（8枚）、マスク（4枚）、歯ブラシ（4本）、毛抜、風呂敷、懐中電灯、携帯ラジオ、天チャックポーチ、ブックレット、乾電池

### ◇下着セット



綿100%のTシャツ2枚、ブリーフ2枚を圧縮したセットで、男性用、女性用の2種類あります。

## フードバンク・緊急食料の提供について

生活に困窮されている方などに対して、「フードバンクふじのくに」が、概ね1～2週間分の食料を提供してくれます。

食料が市または社会福祉協議会に届くまでの間（3営業日ほど）の食料については、備蓄している緊急食料をお渡します。

※フードバンクとは…食品企業の製造過程で発生する規格外品や食品寄付運動により集まった食品を「特定非営利活動法人フードバンクふじのくに」が引き取り、市や社会福祉協議会の生活相談窓口と連携し、生活困窮者などへ提供する事業。

### 1 対象者

令和6年能登半島地震の被害により、袋井市に避難される方で食料を必要とする方（要相談）

### 2 支給物資（無料）

#### (1) フードバンク

1～2週間分の食料…何が届くかは選べませんが、家電の有無などは反映されます。

#### (2) 緊急食料 ※フードバンク申請時にお渡しいたします。

アルファ米やカンパンなど

### 3 申請について

(1) 市または社会福祉協議会への利用申し込みの際、電気・ガス・水道が使えるか、炊飯器があるか、電子レンジがあるか、コンロがあるか、食品アレルギーがあるか、などについて、職員が確認します。

(2) 申し込みを行うと、3営業日ほどで食料が市または社会福祉協議会に届きますので、申込みをされた方は受け取りに来ていただきます。

### 4 利用申込み・問合せ先

#### (1) 〒437-8666 袋井市新屋一丁目一番地の1

袋井市役所しあわせ推進課生活福祉係（本庁舎1階）

TEL 0538-44-3119

FAX 0538-43-6285

メール [shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp](mailto:shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp)

#### (2) 〒437-0061 袋井市久能2515-1 は一とふるプラザ袋井（聖隷袋井市民病院東側） 袋井市社会福祉協議会生活支援係（袋井総合健康センター内）

TEL 0538-44-0885

## 袋井市社会福祉協議会による災害支援物資(家電等生活用品)の提供について

令和6年能登半島地震の被害により、袋井市に避難される方で次の家電等を必要とされる方に対し、物資の提供を行います。

### 1 対象者

令和6年能登半島地震の被害により、袋井市に避難される方で家電等を必要とする方  
(要相談)

### 2 支給物資(無料)

No.	品名	個数	備考
1	こたつ	1個	中古
2	電子レンジ	1個	〃
3	温風フィルター	1個	〃
4	寝具セット	3セット	〃
5	男性用下着	15枚	新品
6	タオル	50枚	〃

### 3 利用申込み・問合せ先

〒437-0061 袋井市久能 2515-1 はーとふるプラザ袋井(聖隷袋井市民病院東側)  
袋井市社会福祉協議会生活支援係(袋井総合健康センター内)  
TEL 0538-44-0885

## 静岡県社会福祉協議会による緊急小口資金災害時特例貸付について

令和6年能登半島地震の被害により、袋井市に避難される方で被災したことにより生活費を必要とされる方に対し、貸付を行います。

### 1 対象者

能登半島地震により、災害救助法の適用となった地域に住所を有し、被災したことにより生活費が必要な世帯

### 2 貸付額

原則10万（特に必要な場合は20万）

### 3 償還期間

据置期間1年以内終了後、2年以内

### 4 利用申込み・問合せ先（受付窓口）

〒437-0061 袋井市久能 2515-1 は一とふるプラザ袋井（聖隷袋井市民病院東側）

袋井市社会福祉協議会生活支援係（袋井総合健康センター内）

TEL 0538-44-0885

## 小中学校への受け入れについて

被災された地域の児童生徒の就学機会を確保するため、袋井市に一時的に避難されている方で住民票を異動しない場合でも、袋井市立小・中学校への円滑な受入を行います。

### 1 対象となる児童生徒

石川県能登地方で発生した地震及び地震の影響による津波等により、袋井市に一時的に避難されている児童生徒の方。

### 2 受付・相談窓口

教育委員会学校教育課指導係 電話 0538-86-3222

メール [gakkou@city.fukuroi.shizuoka.jp](mailto:gakkou@city.fukuroi.shizuoka.jp)

### 3 受付・相談時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

### 4 その他

教科書については、袋井市で使用しているものが国から無償で給与される制度があります。また、日本スポーツ振興センターに加入している方については、袋井市内の学校管理下でおきた事故に対しても、災害給付金が支給されます。



# 就学援助制度のお知らせ

袋井市では、経済的な理由で就学が困難な世帯に対して、学用品費や給食費の一部を支給する「就学援助制度」を設けています。

援助を希望される方は、お子さんが通学する学校にお問い合わせください。

## 1. 支給費目

- ①学用品・通学用品費
- ②校外活動費（交通費・見学料）
- ③新入学用品費（4月末までに認定された1年生のみ）
- ④修学旅行費
- ⑤医療費
- ⑥PTA会費
- ⑦生徒会費
- ⑧学校給食費
- ⑨通学費



※認定前に実施された修学旅行や校外活動分の経費は支給の対象にはなりません。



## 2. 支給日

7月（4月～6月分）・12月（7月～11月分）・3月（12月～3月分）

## 3. 認定対象

- ・世帯全員が市民税非課税
- ・児童扶養手当受給世帯
- ・その他袋井市の定める要件に該当する世帯

（令和6年能登半島地震により被災した世帯のうち一定の要件を満たす方）



## 4. その他

・教育委員会では、提出された書類をもとに、収入状況、世帯構成、家庭状況、学校長の意見等を踏まえ、総合的に判断し認定します。

・この制度は、校納金等が免除になる制度ではありません。月々の校納金は、必ず学校へ納付してください。

・この制度は、認定日をさかのぼって支給することはできません。



袋井市教育委員会 教育企画課  
電話 86-3111（直通）



# Comunicado sobre o sistema de auxílio das despesas escolares

A cidade de Fukuroi oferece o sistema de ajuda para as famílias que se encontram com dificuldades econômicas e tem por finalidade ajudar a custear parte das despesas escolares, tais como: material, refeição e outros.

Para as pessoas que desejam receber o auxílio, por favor entre em contato com escola que seu filho(a) frequentará.

## 1. Custear

- ① Despesas do material escolar
- ② Despesas de atividades fora da escola
- ③ Material escolar para estudantes “shinnyugaku” (alunos novos)  
(apenas para alunos de 1ª série que iniciarão em abril)
- ④ Excursão escolar
- ⑤ Despesas Médicas
- ⑥ Associação de Pais e Mestres
- ⑦ Grêmio Estudantil
- ⑧ Refeição escolar
- ⑨ Despesa de transporte



**Se a excursão escolar ou a atividade extra escolar for realizada antes da autorização do subsídio escolar, esta não será sujeita a pagamento.**

## 2. Período de pagamento

O pagamento será realizado três vezes ao ano, em julho, dezembro e março do próximo ano. O dia do pagamento será notificado pela escola.

## 3. As pessoas que podem receber a ajuda

- Todos que moram na casa estão isento de imposto municipal
- Aqueles que recebem o subsídio de sustento ao menor (“ajuda de mãe solteira”) uma antes do registro
- A casa que corresponde às outras exigências que a cidade de Fukuroi estabeleçam



## 4. Outros

- A Secretaria de Educação, fará a avaliação geral e decidirá a aprovação, com base nos documentos apresentados; situação da renda familiar, composição familiar, incluindo a opinião do diretor da escola.
- Não é um sistema que isenta pagamento de mensalidade escolar. Deverá pagar a mensalidade escolar todos os meses sem falta.
- Este sistema dirige o dia autorizado e não pode prover.



袋井市教育委員会 教育企画課  
電話 86-3111 (直通)

## 令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用による 学用品の給与に係る支給制度について

災害により被災された方におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震により、対象市町から小中学校等に転入学（一時避難含む）したり、対象市町で滞在中等に被災したりした児童生徒の皆さんが、学用品を喪失又は損傷したことにより使用することができず、就学上支障のある場合に学用品を現物支給します。

### ※対象市町

石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

### 1 対象者

対象市町から次の学校に転入学（一時避難含む）した児童生徒若しくは市内に居住し対象市町で滞在中等に被災した児童生徒

＜小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校＞

※幼稚園児、専門学校生、大学生は対象外

※対象市町からの転入学について、転出が一時的なものであり避難元での生活再建をすることが明らかであると認められる場合に給与されます。

※物品が喪失又は損傷により使用できない状態であることを聞き取り等で確認します。

### 2 支給物品

(1) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、定規等）

(2) 通学用品（傘、靴、長靴 等）

※就学の遅延を解消するための学用品に限られます。

※限度額 小学校：4,800円

中学校：5,100円

高等学校等：5,600円

### 3 申請について

(1) 学校に申し出てください。学校で事情をお聞きし、対象市町から転入学した場合は、学校と市教育委員会で連絡調整の上、物品を発注します。対象市町で滞在中等に被災した場合は、県教育委員会の認定をもって発注します。

(2) 物品の調達ができ次第、学校を通じて給与します。

#### 4 確認書類（学校に申し出る際にご用意ください）

##### （1）対象市町から転入学した場合（一時避難含む）

- ①申請書 ※任意様式ですが、以下の内容を明記してください。
- ・児童生徒、保護者氏名 ・学校名、学年（避難元）
  - ・連絡先（避難先の住所、電話番号など）
  - ・喪失又は損傷した学用品のうち、給与を求める物品
- ②喪失又は損傷した状況が分かる写真 ※可能な範囲
- ③罹災証明書（写） ※後日、提出可

##### （2）市内に居住し対象市町で滞在中等に被災した場合

- ①申請書 ※任意様式ですが、以下の内容を明記してください。
- ・保護者・児童生徒氏名 ・学校名、学年（避難元）
  - ・連絡先（避難先の住所、電話番号など）
  - ・喪失又は損傷した学用品のうち、給与を求める物品
- ②喪失又は損傷した状況が分かる写真 ※可能な範囲

#### 5 相談期間・相談時間

（1）相談期間 随時

（2）相談時間 学校 月～金曜日（祝日除く） 8：00～16：30  
教育委員会 月～金曜日（祝日除く） 8：30～17：15

#### 6 その他

（1）教科書は学用品と同様に給与されます。学校に申し出てください。

#### 7 問い合わせ先

袋井市教育委員会学校教育課

TEL 0538-86-3222

メール [gakkou@city.fukuroi.shizuoka.jp](mailto:gakkou@city.fukuroi.shizuoka.jp)

## 市民法律相談・司法書士相談・行政相談について

### 1 市民法律相談

暮らしにおける法律上の相談を、静岡県弁護士会浜松支部の弁護士が面談にてお答えします。

(1) 時 間 午後1時30分～午後4時30分（1回30分）

(2) 会場及び相談日、予約先

ア 会場1 袋井市役所1階 第1相談室

相談日 毎月第1、第3、第5水曜日（祝日を除く）

予約先 袋井市役所市民課戸籍住民係 TEL：0538-44-3112

イ 会場2 浅羽支所1階 応接室

相談日 毎月第2水曜日（祝日を除く）

予約先 浅羽支所市民サービス課市民サービス係 TEL：0538-23-9211

※予約は相談日の1週間前の午前8時30分から電話にて受け付けています。

先着順となりますので、お早めにお電話ください。

(3) 必要なもの

本人確認のできるもの（運転免許証、保険証、住民票など）または罹災証明書等

※相談日当日にどちらかを窓口にて提示してください。

### 2 司法書士相談

日常生活の中で発生する様々な問題の解決に、静岡県司法書士会掛川支部の司法書士が面談にてお答えします。

(1) 相談日 毎月第4水曜日（祝日を除く）

(2) 時 間 午後3時00分～午後5時00分（1回30分）

(3) 会 場 袋井市役所1階 第1相談室

(4) 予約先 袋井市役所市民課戸籍住民係 TEL：0538-44-3112

※予約は相談日の1週間前の8時30分から電話にて受け付けています。

先着順となりますので、お早めにお電話ください。

(5) 必要なもの

本人確認のできるもの（運転免許証、保険証、住民票など）または罹災証明書等

※相談日当日にどちらかを窓口にて提示してください。

### 3 行政相談

国の業務に関する苦情・要望に対し、行政相談委員が、解決のための助言や関係機関への連絡を行います。

(1) 相談日 偶数月第3木曜日（祝日を除く）

(2) 時 間 午後1時30分～午後3時30分（時間制限はございません）

(3) 会場及び相談日

ア 会場1 袋井市役所1階 第1相談室

相談日 4、8、12月第3木曜日（祝日を除く）

イ 会場2 浅羽支所1階 応接室

相談日 2、6、10月第3木曜日（祝日を除く）

※予約は必要ありませんので、相談日当日は直接会場にお越しください。

※必要なものは、特にありません。相談に必要なものがあればお持ちください。

## 災害時の行政相談活動

地震、豪雨、台風などの災害で被害を受けた方々を支援するため、総務省行政相談センター「きくみみ」では特別行政相談活動を行っています。

### 令和6年能登半島地震に関する特別行政相談

#### 災害時に支援制度や相談窓口の情報をご覧いただけます

被災者への支援制度や地域ごとの相談窓口をまとめたガイドブックを作成し、ホームページなどで公表するほか、市（区）町村や行政相談委員を通じて被災者に提供します。

#### 被災された方のための生活支援情報

- [石川県のガイドブックはこちら（令和6年1月22日〈第6版〉）](#)
- [新潟県のガイドブックはこちら（令和6年1月19日〈第6版〉）](#)
- [富山県のガイドブックはこちら（令和6年1月19日〈第4版〉）](#)
- [福井県のガイドブックはこちら（令和6年1月19日〈第2版〉）](#)

#### 「災害相談用フリーダイヤル」でご相談いただけます

災害発生後、被災者からの相談を通話料無料で受け付ける「災害相談用フリーダイヤル」を開設しています。

#### 被災された方のための災害相談用フリーダイヤル

被災された皆さまに対する支援などについて、「どのようなものがあるか知りたい」「困っているが、どこに相談したらよいか分からない」などのご相談をお受けします。

**電話番号： 0120-776-110**（フリーダイヤル）

受付期間： 令和6年1月12日（金）から当面の間

受付時間： 午前8時30分～午後5時15分（**当面の間**  
**は、土、日、祝日も受付**）

対象地域： 石川県全域

受付内容： 役所の仕事や手続、各種の支援措置な  
どについての問合せ、相談

※ 直接お答えできない場合でも、支援措置を講じている関係機関等と協力して、情報を提供します。

(注1) 回線の状況によって、石川行政評価事務所ではなく、中部管区行政評価局（愛知県）や総務省本省（東京都）の担当窓口につながる場合があります。

(注2) 石川県外からのご相談は、0570-090110をご利用ください。最寄りの行政相談センター「きくみみ」につながります。（ナビダイヤル・通話料がかかります）

## 「特別行政相談所」でご相談いただけます

災害発生後、国の行政機関、政府系金融機関、都道府県、市（区）町村や行政相談委員などの協力を得て、被災地に「特別行政相談所」を開設しています。

### 特別行政相談所

#### ○ 石川県

行政相談委員、石川行政評価事務所（きくみみ石川）、関係機関が連携し、以下のとおり、被災者の皆様からの問合せや相談を無料で受け付けます。相談にあたり事前の予約は不要です。

[きくみみ石川のホームページはこちら](#)

市町村名	開設場所	開設日	開設時間
金沢市	いしかわ総合スポーツセンター － 1.5次避難所内	当面の間	10時～15時

市町村名	開設場所	開設日	開設時間
	(避難所入口から入って左手奥)		
	近江町いちば館 (4階相談室) ※1	1月25日 (木)	13時30分～ 16時
かほく市	かほく市障害者相談支援センター (相談室) ※2	1月25日 (木)	13時30分～ 15時
野々市市	野々市市保健センター (1階検診室) ※2	2月1日 (木)	14時～16 時

※1 行政相談委員 (司法書士)、きくみみ石川が参加します。

※2 行政相談委員、きくみみ石川、行政書士が参加します。

## ○ 新潟県

行政相談委員、新潟行政評価事務所 (きくみみ新潟)、関係機関が連携し、以下のとおり、被災者の皆様からの問合せや相談を無料で受け付けます。相談にあたり事前の予約は不要です。

[新潟県における特別行政相談所の詳細はこちら](#)

市町村名	開設場所	開設日	開設時間
新潟市	イオン新潟東店 (1階エスカレーター横)	1月23日 (火)	10時～12時
三条市	鬼木郵便局※	1月24日 (水)	9時～12時 30分
	帯織郵便局※	1月26日 (金)	9時～12時 30分

※行政相談委員、きくみみ新潟に加え、市、市社会福祉協議会が参加します。

## ○ 富山県

県内の行政相談委員が開設する相談所において、行政相談委員と富山行政監視行政相談センター (きくみみ富山) が、以下のとおり、被災者の皆様からの問合せや相談を無料で受け付けます。相談にあたり事前の予約は不要です。

[きくみみ富山のホームページはこちら](#)

市町村名	開設場所	開設日	開設時間
射水市	射水市役所（2階会議室）	1月23日 （火）	13時30分～16時
高岡市	高岡市役所（7階会議室）	1月26日 （金）	13時30分～16時
	伏木コミュニティセンター	2月3日（土）	13時～16時
氷見市	プラファショッピングセンター	1月27日 （土）	13時～16時

## 上記以外の相談方法

行政相談では、災害相談用フリーダイヤルや特別行政相談所を開設していない場合にも、災害に関する行政などへの苦情や意見、要望を受け付けています。

相談方法の詳細につきましては、[「行政相談の受付窓口」のページ](#)をご覧ください。

## その他参考となる情報

- [令和6年能登半島地震被災者の皆さまへ 被災者支援情報（首相官邸HP）](#)
- [令和6年能登半島地震に関する情報（石川県HP）](#)

## 近年の主な特別行政相談活動

### 近年の災害に関する支援制度や相談窓口の情報提供

- ▶ **令和5年台風第6号、7号、13号**
- ▶ **令和5年6月、7月の大雨**
- ▶ **令和5年奥能登地震**
- ▶ **令和4年台風第15号**
- ▶ **令和4年8月3日からの大雨**
- ▶ **令和4年福島県沖を震源とする地震**

### 令和3年7月及び8月大雨における特別行政相談活動

令和3年7月及び8月大雨により被害を受けた方々に対し、4県（青森県、静岡県、島根県、佐賀県）の行政監視行政相談センターにおいて、上記のガイドブックを作成、配布したほか、静岡行政監視行政相談センター及び島根行政監視行政相談センターにおいて、特別行政相談窓口相談及び定例

相談所・特設巡回相談所（注）などを開設し、被害を受けた方々からの相談を受け付けました。

（注）定例相談所・特設巡回相談所は、行政相談委員が市（区）役所・町村役場・公民館などで定期的に開設

実施機関	特設巡回相談所などの開設状況
静岡行政監視行政相談センター	熱海市で定例相談所・特設巡回相談所を延べ4回開設
島根行政監視行政相談センター	特別行政相談窓口において延べ2回開設



▲支援措置のガイドブック（佐賀県版の表紙と目次）



▲静岡県熱海市特設巡回相談所の様子

## 令和2年7月豪雨における特別行政相談活動

令和2年7月豪雨により被害を受けた方々やそのご家族、その他関係者の方々を対象として、九州管区行政評価局、佐賀行政監視行政相談センター、熊本行政評価事務所、大分行政監視行政相談センター及び鹿児島行政監視行政相談センターが、特別行政相談所を開設しました。

実施機関	特別行政相談所の開設状況
九州管区行政評価局	大牟田市で延べ3回開設
佐賀行政監視行政相談センター	鹿島市で1回開設
熊本行政評価事務所	八代市及び芦北町で各1回開設

実施機関	特別行政相談所の開設状況
大分行政監視行政相談センター	日田市で延べ3回開設
鹿児島行政監視行政相談センター	出水市及び鹿屋市で延べ4回開設

また、九州管区行政評価局及び熊本行政評価事務所において、災害相談用のフリーダイヤルを開設し、被災者からの相談・問合せを受け付けました。



▲大分県日田市特別行政相談所の様子



▲熊本県芦北町特別行政相談所の様子

## 令和元年東日本台風における特別行政相談活動

令和元年東日本台風により被害を受けた方々やそのご家族、その他関係者の方々を対象として、東北管区行政評価局、岩手行政監視行政相談センター、福島行政監視行政相談センター、茨城行政監視行政相談センター、栃木行政監視行政相談センター、群馬行政監視行政相談センター、新潟行政評価事務所、長野行政監視行政相談センターが、特別行政相談所を開設しました。

実施機関	特別行政相談所の開設状況
東北管区行政評価局	大崎市、栗原市、角田市、丸森町、大郷町で延べ9回開設
岩手行政監視行政相談センター	大船渡市で1回開設
福島行政監視行政相談センター	南相馬市、相馬市、いわき市、須賀川市、伊達市、郡山市、本宮市で延べ8回開設

茨城行政監視行政相談センター	下妻市及び水戸市で各1回開設
栃木行政監視行政相談センター	足利市で1回開設
群馬行政監視行政相談センター	吉岡町及び太田市で各1回開設
新潟行政評価事務所	上越市、長岡市及び阿賀町で各1回開設
長野行政監視行政相談センター	長野市で1回開設

また、東北管区行政評価局及び関東管区行政評価局において、災害相談用のフリーダイヤルを開設し、被災者からの相談・問合せを受け付けました。



▲宮城県大崎市特別行政相談所の様子



▲新潟県阿賀町特別行政相談所の様子

## 東日本大震災における特別行政相談活動

東日本大震災の発生に伴い、被災者支援の一つとして、東北地方に所在する管区行政評価局・行政評価事務所（現行政監視行政相談センター）を中心に、特別行政相談所を開設しました。

また、災害相談用のフリーダイヤルを開設し、被災者からの相談・問合せを受け付けました。



▲宮城県七ヶ浜町特別行政相談所の様子



▲岩手県大船渡市特別行政相談所の様子



▲福島県南相馬市特別行政相談所の様子



▲福島県郡山市特別行政相談所の様子



「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ



令和6年1月12日18時時点

# 保険証や現金がなくても

# 医療機関等を受診できます

## 【対象者】

### (1)・(2)の両方に該当する方

#### (1) 災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

##### 対象保険者(石川県)

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町  
石川県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

#### (2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ // の行方が不明である方
- ④ // が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ // が失職し、現在収入がない方

## 【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**対象者である旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要となります。**

## 【特例の期間】 **令和6年4月末まで**

## 【留意事項】

- ・ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ・ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

## ○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ



令和6年1月15日17時時点

# 保険証や現金がなくても

# 医療機関等を受診できます

## 【対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

対象保険者(新潟県)

新潟市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市(国保のみ)、  
上越市(介護のみ)、佐渡市、南魚沼市  
新潟県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ // の行方が不明である方
- ④ // が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ // が失職し、現在収入がない方

## 【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**対象者である旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要となります。**

【特例の期間】 **令和6年4月末まで**

## 【留意事項】

- ・ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ・ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

## ○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ



令和6年1月12日18時時点

# 保険証や現金がなくても

# 医療機関等を受診できます

## 【対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

### 対象保険者(富山県)

富山市(介護のみ)、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町

富山県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合、砺波地方介護保険組合、中新川広域行政事務組合

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ // の行方が不明である方
- ④ // が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ // が失職し、現在収入がない方

## 【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**対象者である旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要となります。**

【特例の期間】 **令和6年4月末まで**

## 【留意事項】

- ・ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ・ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

## ○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ



令和6年1月12日18時時点

# 保険証や現金がなくても

# 医療機関等を受診できます

## 【対象者】

### (1)・(2)の両方に該当する方

#### (1) 災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

対象保険者(福井県)

福井市、あわら市、坂井市

福井県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

#### (2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ // の行方が不明である方
- ④ // が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ // が失職し、現在収入がない方

## 【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**対象者である旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要となります。**

## 【特例の期間】 **令和6年4月末まで**

## 【留意事項】

- ・ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ・ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

## ○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。